

<答申第 115 号の概要>

- 諮問実施機関 滋賀県知事（健康医療福祉部生活衛生課）
- 諮問日 平成 29 年 5 月 25 日（諮問第 141 号）
- 答申日 平成 30 年 3 月 30 日（答申第 115 号）
- 内容 「実施機関が行った特定の事業に関する仕様書等」の公文書一部公開決定に対する審査請求（第三者からの審査請求）
- 審査請求の趣旨 仕様書等に記載された事業者の名称、住所および連絡先（以下「事業者の名称等」という。）は、条例第 6 条第 2 号に該当する非公開情報であるため、当該部分の公開を取り消すとの裁決を求める。
- 実施機関の主張 実施機関においては、契約の相手方の商号等は公表することとおり、事業者の名称等は公開情報である。

○審査会の判断（概要）

1 条例第 6 条第 2 号ア該当性について

実施機関は、実施機関との契約の相手方である事業者の名称等は、契約の透明性の確保の観点から、過去に公表していたものであり、当該情報は、公開情報であるとしている。

これに対して、審査請求人は、過去に公にされていたとしても、本件公開請求に対して改めて事業者の名称等を公にすれば、当該事業者である審査請求人への業務妨害等が発生し、審査請求人の正当な利益を害するおそれがあると主張しているものである。

審査請求人が主張するように、ひとたび公表された情報であっても、時間の経過によって、後日には非公開情報として取り扱われるべき場合がないとは言えず、本件においては、改めて事業者の名称等を公にすることが、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるものかどうかを検討する必要がある。

そこで、本件について見ると、本件対象公文書は、実施機関が行った特定の事業に関する仕様書等の文書であるところ、争いとなっている事業者の名称等は、実施機関との契約に基づき当該特定の事業を実施した事業者のものであると認められる。

確かに、当該事業を取り巻く社会的状況を考慮すれば、こうした事業に関わった事業者に対して、一部の者が否定的な印象を持つ可能性は考えられなくはない。しかし、そもそも当該事業者は、現に、当該事業を行う者として、実施機関の契約の相手方となっているのであって、こうした事業を行っていること自体が、当該事業者にとっての社会的評価を損なう情報であるとは、到底言えない。

そして、本件対象公文書が、実施機関が行った特定の事業に関する仕様書等であることからすれば、本件における事業者の名称等は、単に、当該事業を行った事業者がいずれの者であったのかを示すに過ぎないものであると判断される。

審査請求人においては、当該事業に対し否定的な印象を持つ一部の者によって、業務妨害等が行われることを憂慮したものと考えられるが、本件情報を公にすることによって、

そうしたことが生じるおそれがあるとする審査請求人の主張は、抽象的なものであり、非公開とすることにより保護すべき特段の必要性があるとは認められない。

したがって、事業者の名称等は、これを公にしたとしても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、条例第6条第2号アには該当しないものであると認められる。

2 付言

本件において、実施機関は、行政不服審査法第25条第2項の規定に基づき、職権により本件処分執行の執行停止を行っているものであるが、本件審査請求から執行停止までに約5か月、当審査会への諮問までには6か月以上が経過していることが認められる。このことについて、実施機関は、関係所属による協議を行っていたためであるとするが、これほどの日時を要したことに、正当な理由があるものとは認められない。条例第15条は、「実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対して公文書の公開をしなければならない」としているところ、本件においては、決定後、漫然と公開が行われない状況が相当の期間にわたって生じていたものと思料され、実施機関における事務手続には著しい問題があったことを指摘せざるを得ない。

また、実施機関は、本件処分に係る決定通知書において、「公文書の公開をしない部分」を「一部」と記載するのみであることが認められるが、このような記載では、具体的にどのような情報が非公開情報に該当するとされたのかを審査請求人において理解することはできない。条例第15条第3項の規定により理由付記の制度が設けられた趣旨からすれば、「公文書の公開をしない部分」の記載については、当該部分の記載箇所を示すのではなく、非公開とした部分の内容がどのような情報であるのかを具体的に示す必要があると言ふべきである。

実施機関においては、今後、このようなことがないように、より一層の慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。